

**「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」及び
「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱い
について」の一部改正案に関する意見の募集について**

令和 2 年 2 月
国 土 交 通 省
自 動 車 局

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっているところです。

また、指定自動車整備事業者における事業運営の適正化については、これまでも、悪質な不正事案が発生した際に徹底を図ってきたところですが、現在に至るまで依然として不正車検が複数発生しており、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、自動車検査に対する国民の信頼を損ないかねない状況にあります。

これに伴い、自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号）及び「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 127 号）について、所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」及び
「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」
の一部改正案（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和 2 年 2 月 26 日（水）～令和 2 年 3 月 26 日（木）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について及び自動車整備事業者に対する行政処分等の基準についての細部取扱いについての一部改正案に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ F A Xの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

F A X 番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42423、42428）

F A X 03-5253-1639